

平成30年度固定資産税・都市計画税について

平成30年度は、3年に一度の評価替えの年にあたります。土地は、地価公示価格などを参考にして評価額を算定しています。家屋は、(建物) 物価の変動や年数の経過を考慮し、評価額を算定しています。

固定資産課税台帳を縦覧できます

納税者のみなさんが自分の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋と比較して、適正かどうかを確認いただける、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

縦覧期間

4月2日(月)～5月1日(火)の開庁時間(土・日曜日、祝日を除く)

場所

税務課(市役所2階11番窓口)

縦覧対象者

土地または家屋に対する固定資産税の納税者

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

◇家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

課税台帳の閲覧・証明制度

納税義務者(所有者)の方は、固定資産課税台帳記載事項の閲覧または記載事項の証明を申請できます。**持ち物**
本人確認ができる書類(運転免許証など)

※代理の方が申請される場合は、代理の方の本人確認書類と納税義務者(所有者)からの委任状が必要です。なお、代理の方が納税義務者と同居の親族である場合は、委任状は不要です。

手数料

◇閲覧 100円

◇記載事項の証明 200円

※固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書は、課税資産明細書とあわせて4月上旬に郵送します。

家屋の課税について

新しく家屋を建築した際は、課税のための家屋調査をお願いしています。課税される家屋とは、次の3つの要件を満たしているものをいいます。
①屋根、3方向以上の壁があるもの
②土地に定着しているもの
③その建物の目的とする使い方で使用できる状態のもの

そのため、倉庫、物置、車庫などの簡易な建物であっても3つの要件を満たすものであれば課税の対象となります。なお、家屋を取り壊したり、新築・増改築などされたときは、税額が変わることがありますので家屋償却担当までご連絡ください。

償却資産の課税について

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)については、提出いただいた償却資産申告書を基に課税されます。償却資産をお持ちで未申告の方は、速やかに申告をお願いします。

都市計画税について

毎年1月1日時点で市街化区域内にある土地及び家屋を所有している方に課税され、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。道路、公園、上下水道、といった都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用として活用しています。

問い合わせ

税務課

◇家屋、償却資産に関すること

家屋償却担当 ☎0621

◇土地に関すること

土地担当 ☎0622

カラスの巣作りによる 停電防止にご協力を

例年2月中旬から6月上旬までの間、カラスの巣作りが活発になります。電柱や鉄塔にカラスの巣を発見した場合は、お近くの中部電力までご連絡ください。

カラスの巣は金属製ハンガーや針金などの電気を通す材料が使われています。これらが電線に接触することで停電が発生することがありますので、ハンガーなどを屋外に放置しないようにご協力をお願いします。

また、電線に停留している鳥からの糞害などでお困りの方もご連絡ください。

問い合わせ

中部電力(株)半田営業所

☎0120-9851740

